

札幌市立手稲東中学校 学校いじめ防止基本方針

札幌市立手稲東中学校

ここに定める「札幌市立手稲東中学校いじめ防止基本法」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に関する具体的な方針及び対策等を示すものです。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発展を図り、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講じます。
- (2) 本校職員はいじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒に十分に理解させる責務を負います。
- (3) 本校職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、保護者、地域住民、関係機関と連携し、速やかに組織的に対応し、いじめ問題を克服することを目指します。
- (4) 「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という認識を持ち、いじめられている生徒の立場に立つとともに、いじめる生徒には毅然とした対応と心情に迫る粘り強い指導を行い「いじめを許さない学校」をつくります。

2 いじめ防止対策の校内組織

本校は「札幌市立手稲東中学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応、解消を組織的かつ実効的に行います。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、教務部長、生徒指導部長、学年及び7組代表、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー
- (3) 役割
 - ① 「学校いじめ防止基本法」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校評価アンケートで学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

②教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

③生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・基本案の骨子を学校だよりやホームページで発信する。
- ・年度の初めと終わりにPTA役員会、PTA運営委員会ならびに学校関係者評価委員会に取組状況や学校評価等の結果を説明する。

④いじめに対する処置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導と支援体制を組織する。
- ・事案の対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、市教委、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、組織の構成員の立場をごとにその後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ対応の重点的な取り組み

(1) 未然防止のために

①「共感的な学級づくり」

- ・生徒同士の関わりを大切にし、お互いに認め合いともに成長していく学級づくりを推進します。

②「学び合い学習」の推進

- ・少人数グループ、集団学習での学び合いを適宜取り入れ、生徒が正解のみならず考えを表明する機会を設けます。
- ・アクティブラーニングの考え方を取り入れ、一斉授業とは違う学習形態の中で生徒自身が表現する達成感や成就感を味わえる工夫をします。
- ・集団の中で自らの有用感を感じ、自他を尊重する精神の土壌を授業を通して育てます。

③「自信を持たせる」きめ細かな評価

- ・行事、授業、部活動において、生徒の活動の努力を認め、自己存在感・自己肯定感を育むことができるよう努めます。

④「情報モラル教育」の開催

- ・情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話、スマートフォン等の正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう既存の集会や道徳の授業等を活用して継続的に指導します。

⑤「人権意識」の高揚

- ・全教育活動の中で、人権に関する教育の充実を図り、そのための教職員の研修機会も設けます。

⑥教職員に求められる「人権意識」

- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教育公務員として細心の注意を払います。

(2) 早期発見のために

①「ほうれんそう（報告・連絡・相談）」の徹底

- ・生徒指導は全職員であたる意識を常に共有し、生徒の不適切な言動（授業中のからかい、休憩時間の小暴力等）はその場で指導、直後に学年、指導部、管理職への報告を徹底する。また校内回覧板東中EYEを活用し、情報の共有化を図ります。

②「いじめアンケート・教育相談」の活用

- ・本校独自のいじめアンケートを5月に実施。11月には市教委のいじめ調査を実施して、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知についてはいじめ対策委員会において組織的に判断します。
- ・1、2学期に担任（副担任）と教育相談を実施する。生徒の話を十分に聞き取るため教育相談実施期間は放課後に会議等をいれない配慮をします。

③「いじめの把握」

- ・いじめの把握にあたっては教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等と連携を務める。特にけがや私物の紛失・破損についても留意し、背景にいじめがないかを確認します。

(3) いじめへの対処

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行います。
- ・いじめ対策委員会において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定します。
- ・臨時職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図ります。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図ります。

②いじめられた生徒、保護者への支援

- ・いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬきます。
- ・いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- ・複数教員による家庭訪問を行う。
- ・本人や保護者に必要な情報、今後の方針等を適切かつ具体的に提案する。特に対応策は「いつから」「いつまで」等を明確にして説明します。
- ・本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切かつ迅速に対応する。
- ・スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組みます。

③いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ・毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促します。
- ・いじめられた生徒を守る観点から、保護者の了解も得ながら必要な対応をとります。
- ・本人の背後にある要因を理解し、保護者連携のもと継続的に全教職員で支援します。
- ・複数教員で保護者に説明を尽くし、理解と協力を求めます。

④他の生徒への指導

- ・新たないじめを防止するための指導の徹底を図ります。
- ・傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させます。
- ・生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進めます。

4 取り組みの評価

- (1) いじめ問題への取り組み等について学校評価の項目に加え、自校の取組を評価します。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、いじめアンケートによる生徒の訴えから取組を検証したり、年間計画で決めた期間の終わりには生徒に対して「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその年度の取組を検証します。

5 年間計画

	諸会議・研修会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D 校内学びの支援委員会① 「いじめ基本方針」確認	SCの紹介 学級・学年開き 全校道徳	SC、相談支援パートナーの周知 身体測定	PTA総会、学級懇談会で「いじめ防止基本方針」説明
5月	↓ C 職員会議交流	修学旅行(3年)	いじめアンケート 教育相談週間	学校説明会 学年PTA集会 PTA運営委員会
6月	A ↓ 職員会議交流	職場体験・宿泊学習(2年) 野外学習(1年) 中体連壮行会		家庭教育学級開級 青少年健全育成推進会議
7月	P ↓ 職員会議交流	情報モラル指導 球技大会(1、2年)	学習生徒アンケート 三者懇談	青健推進会だより発行 PTA運営委員会
8月	D 校内学びの支援委員会③			町内会盆踊り巡視 PTA運営委員会
9月	↓ 校内学びの支援委員会④ 「命を見つめる月間」 職員会議交流			西野神社祭巡視 PTA運営委員会
10月	C ↓ 職員会議交流	学校祭 陸上競技会		PTAバザー 学年PTA集会 PTA運営委員会
11月	A アンケート検証教育相談 校内学びの支援委員会⑤	合唱コンクール 全校道徳	全市いじめアンケート 教育相談	
12月	↓ 職員会議交流			三者懇談 青健推進会だより発行
1月	↓ 職員会議交流			
2月	↓ 校内学びの支援委員会⑥ 職員会議交流	スキー遠足(1、2年)		新入生説明会 PTA運営委員会
3月	P ↓ 職員会議交流	三送会 卒業式		学年PTA集会(1、2年) 青健推進会だより発行 学校関係者評価
通年	○随時いじめ対策委員会 ○対応策の検討	○集会、学校たよりにおける校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○部活動の充実	○日々の健康観察 ○SC、相談支援パートナーによる相談	○保護者による校区内の見守り